

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和3管理年度（令和3年7月1日から令和4年6月30日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県まさば及びごまさば漁業	現行水準